

情報BOX

INFORMATION BOX



お知らせ 催し 募集 お願い

お問合せ

役場	☎388-1111 FAX387-5816	笠松中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福祉会館	☎387-1121	松枝公民館	☎387-0156
こども館	☎388-0811	総合会館	☎387-8432
学校給食センター	☎387-5321	歴史未来館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



全国一斉情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を、全国瞬時警報システム(J-アラート〈注1〉)により皆さんにお伝えするための試験を行います。

試験日	放送内容	伝達方法
11月1日(木) 午前10時ごろ	緊急地震速報の訓練放送	各家庭の戸別受信機と屋外スピーカーから試験放送が流れます
11月21日(水) 午前11時ごろ	情報伝達訓練 「これはテストです。」と放送されます	各家庭の戸別受信機と屋外スピーカーから試験放送が流れます

笠松町以外の地域でも、全国的に同様の情報伝達試験が実施されます。この機会に地震発生時に落ち着いて行動をとるために、自分の身を守る訓練や家庭で地震の備えなどを話し合しましょう。

〈注1〉J-アラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ人工衛星などを通じて瞬時に情報を伝達するシステムのことです。

【問合先】総務課



笠松町犯罪被害者等支援条例 10月1日から施行

誰もが突然に犯罪被害者やその家族になる恐れがあります。生命を奪われ、家族を失い、また傷害を負わされるといった直接の被害に加え、周りの理解を得られないことや、噂や中傷などによる二次的な被害にも苦しめられます。

誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現するためには、行政や警察だけでなく、町民、事業者が一体となって社会全体で被害者を支えるまちづくりが必要です。町では条例に基づき、総合的な相談窓口を役場2階総務課に設置し、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

- ・犯罪被害者やその家族が置かれている状況、支援の必要性を理解し、噂や中傷によるプライバシーの侵害など、二次的被害の防止に努めましょう。
- ・犯罪被害者とその被害に関する必要な手続きをスムーズに行えるよう、就労や勤務に配慮しましょう。

【問合先】総務課



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における電話相談所

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【日 時】11月12日(月)～18日(日)

平日:午前8時30分～午後7時 / 土・日:午前10時～午後5時

【相談先】☎0570-070-810

【相談員】・岐阜県人権擁護委員連合会人権擁護委員

・岐阜地方法務局人権擁護課職員

※強化週間以外の日は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

消火器・防災用品・消防設備点検・施工



株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL: 058-388-0607(代) ☎0120-119-073
＜営業所＞ 岐阜・羽島・名古屋・四日市

SANDA Co.,LTD

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
http://www.tsumiki.ed.jp